

知的障害のある児童生徒のために（１） ～合わせた指導とは～

師走を迎え、2学期もまとめの時期となりました。これまでの教育活動について振り返るとともに、児童生徒の実態をもう一度確認し、学期末に向けて更に指導を進める大切な時期です。

そこで今回は、「各教科等を合わせた指導」について、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等とともに紹介します。

1 合わせた指導とは

知的障害のある児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられます。そのため、実際の生活の場面に即しながら、繰り返して学習することで、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要であり、児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は着実に実行されることが多いと考えられます。

また、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多くみられます。そのため、学習の過程では、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要となります。

更に、抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的です。

そこで、知的障害のある児童生徒の障害の状態等に即した指導を進めるため、①各教科、道徳科、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設けて行う教科別に指導を行う場合、②道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合、に加えて③各教科等合わせた指導を行う場合を適切に組み合わせて指導を行います。

2 知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、学習環境面を含めた児童生徒一人一人の確実な実態把握に基づき、次のような教育的対応を基本とすることが重要です。

- （１）児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
- （２）望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くように指導する。
- （３）職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つように指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- （４）生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つように指導する。
- （５）自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。

- (6) 児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実地的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やシグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団の中で役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に應じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

各学校においては、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導が適切に行われるよう指導計画を作成し、指導を行う必要があります。

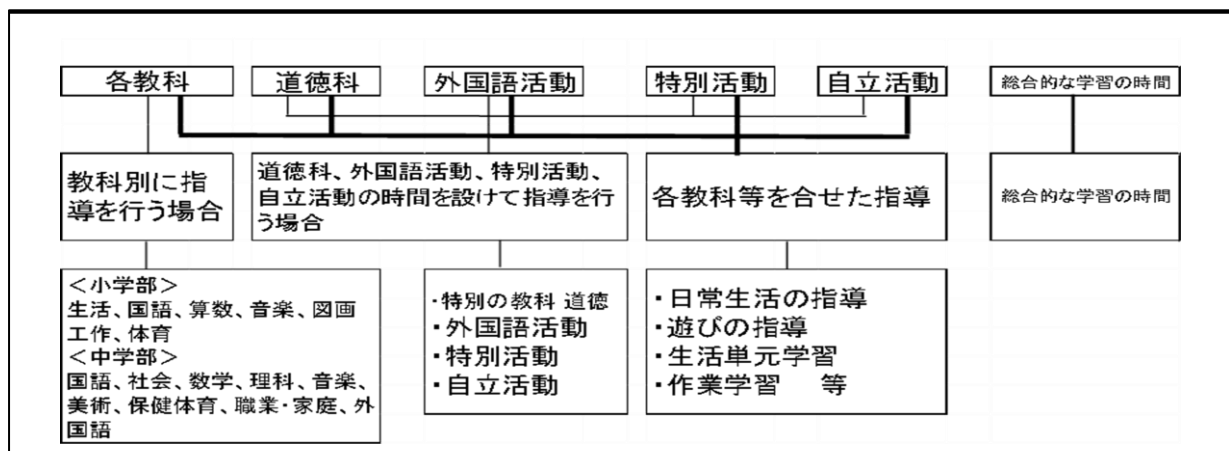
3 各教科等を合わせた指導

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う場合、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的です。そのため、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などを、「各教科等を合わせた指導」として実践します。

「各教科等を合わせた指導」は、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、自立活動、外国語活動（小学部）の一部又は全部を合わせることができます。

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学級においても、これに準じて実施することができます。

【 特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造 】



4 各教科等を合わせた指導を行う法的根拠

学校教育法施行規則 第130条 第2項においては、「各教科等を合わせた指導」を行う法的根拠として、

「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び、自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」

と示されています。

5 各教科等を合わせた指導の特徴と留意点

【ア 日常生活の指導】

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われます。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 日常生活や学習の自然な流れに沿って、その活動を実際的で必要性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (2) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことで習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (3) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- (4) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- (5) 学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

【イ 遊びの指導】

遊びの指導は、主に小学部段階で、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

特に小学部の就学直後をはじめとする低学年では、幼稚部等における学習との関連性や発展性を考慮する上でも効果的な指導の形態となる場合がみられ、義務教育段階を円滑にスタートさせるうえでも計画的に位置づける工夫が考えられます。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

また、遊びの指導の成果を各教科別の指導につなげるようにすることや、諸活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう、計画的な指導を行うことが大切です。

遊びの指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (2) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- (3) 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- (4) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- (5) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

【ウ 生活単元学習】

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することで、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。また、小学部で、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している学校があります。どちらの場合でも、個々の児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ、個別の指導計画に基づき、計画・実施することが大切です。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (2) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (3) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活

動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。

- (4) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (5) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要かつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (6) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒が色々な単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成やてんかいについて組織的・体系的に検討し、評価・改善する必要があります。

【エ 作業学習】

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることにより、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要です。

作業学習の指導は、中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となるほか、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながるものです。なお、小学部の段階では、生活科の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられますが、児童の生活年齢や発達段階等を踏まえれば、学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくことが重要となり、生活単元学習の中で、道具の準備や片付け、必要な道具の使い方など、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成することが効果的です。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。作業活動の種類は、生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切です。

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (1) 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- (2) 地域性に立脚した特色を持つとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。

- (3) 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- (4) 知的障害の状況等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- (5) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- (6) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

中学部の職業・家庭科に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられています。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図するとともに、働くことに関心をもつことや、働くことの良さに気付くことなど、将来の職業生活を見据えて基盤となる力を伸長できるように実施していくことに留意します。更に、各教科等の目標や広範な内容が包含されていることに留意する必要もあります。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られていますが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立て、評価・改善することが大切です。また、実習中の巡回指導についても適切に計画し、生徒の状況を把握するなど柔軟に対応する必要があります。

6 指導内容の設定と授業時数の配当

各教科等を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めることができます。各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切です。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

参考：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の（2）のア

ア 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳科、外国語活動（知的障害者である生徒児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。）、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係る時間を除く。）に限る。以下、この項、イ及びカにおいて同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。

<参考資料>

- 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部） 平成30年3月
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 平成29年4月
- 特別支援教育の基礎・基本「新訂版」 平成26年1月
著作 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
発行 ジアース教育新社
- 小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック 兵庫県立特別支援教育センター 平成31年3月